

表1 高額療養費の自己負担限度額(月ごと)

世帯区分	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 1% <sup>1</sup> 多数該当 <sup>2</sup> は44,400円	
一般の方	12,000円	44,400	
市町村民税 非課税世帯	8,000円	低所得者	24,600
		低所得者	15,000

1「1%」とは(医療費総額 - 267,000) × 1%  
2「多数該当」とは過去12カ月に3回以上の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担額

健保・共済組合等)の被保険者が後期高齢者医療に加入した場合、その被扶養者で後期高齢者医療の対象とならない方は、町の国民健康保険に加入することになります。

なお、子などが被用者保険の被保険者であれば、その被扶養者として加入できる場合もあります。どちらの場合も加入手続きが必要となります。

詳しくは、北海道後期高齢者医療広域連合(011-2905601)または、洞爺湖町役場国民健康係(743002)へ問い合わせください。

表2 医療給付の種類

医療給付の種類	こんなときに受けられます	給付を受けるときは
療 養 の 給 付	病気やけがの治療を受けたとき	医療機関で被保険者証を提示
入院時食事療養費【表3】	入院したときの食費	市町村民税非課税世帯の方は事前に役場への申請が必要
入院時生活療養費【表3】	療養病床に入院したときの食費、居住費	
保 険 外 併 用 療 養 費	利用者の選定による特別の病室の提供などを受けたとき	申請は不要
訪 問 看 護 療 養 費	訪問看護サービスを受けたとき	役場への申請が必要
療 養 費	やむを得ず医療費の全額を自己負担したとき	
特 別 療 養 費	資格証明書を受けている人が病気やけがの治療を受けたとき	
移 送 費	緊急の入院や転院で移送が必要になったとき	
高 額 療 養 費	1ヵ月の患者負担が高額になったとき	
葬 祭 費	被保険者が死亡し、その方の葬祭を行ったとき	
高 額 介 護 合 算 療 養 費	医療と介護の自己負担額が高額になったとき	

表3 入院の場合の1食当たりの食費・1日当たりの居住費の標準負担額

療養病床以外に入院したとき

世 帯 区 分	食事療養標準負担額
一般の方	260円
市町村民税非課税世帯に属する方で、 以外の方	210円
市町村民税非課税世帯に属する方で、 年金受給額が80万円以下の方及び老齢 福祉年金を受給している方	100円

療養病床に入院したとき

世 帯 区 分	生活療養標準負担額
一般の方	食 費) 460円 居 住 費) 320円
市町村民税非課税世帯に属する方で、 と 以外の方	食 費) 210円 居 住 費) 320円
市町村民税非課税世帯に属する方で、 年金受給額が80万円以下の方	食 費) 130円 居 住 費) 320円
市町村民税非課税世帯に属する方で、 老齢福祉年金を受給している方	食 費) 100円 居 住 費) 0円

に該当する方で、過去1年の入院日数が90日を超える場合は、1食につき160円になります。なお、この入院日数には、老人医療受給者であった期間に係る入院日数を含みます。

1 の場合の460円は、管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなど一定の要件を満たす保険医療機関の場合の額です。それ以外の場合は、420円になります。

2 左表は、入院医療の必要性の高い方以外の方に係るものです。